

潤滑剤の安全な取り扱いに関するガイダンス

～労働安全衛生法改正⁽¹⁾に関する潤滑剤特有の情報～

2024年1月

(第1版)

**2023年度 潤滑油の品質確保事業等への支援事業
一般社団法人潤滑油協会(JALOS)
安全推進分科会 編**

潤滑剤の安全な取り扱いに関する基本的な考え方

1. 基本的な個人用保護具の使用

開放系で使用される潤滑剤のように労働者がばく露される状況では、原則として保護具（眼や皮膚を覆う耐油性のものが望ましく、保護眼鏡／手袋／長袖長ズボン等を併用する）の使用を提案します。一方で閉鎖系のように労働者が通常ばく露しない作業では、過度に危険有害性を見積もることは不要と考えます。潤滑剤については多くの場合で、経口（飲み込む）や吸入（吸い込む）リスクを防ぐための保護具（保護マスク等）について一般的には不要と思われますが、製品の危険有害性や労働者のばく露状況によって各事業者にて自律的に管理することを希望いたします。

【補足】

潤滑剤の多くは GHS 分類基準に該当しない（＝GHS 非該当）ことを前提にした考え方となっています。しかしながら GHS 非該当だからといって一切の健康障害を起こさないという明確な証拠もありません。人によっては皮膚刺激が発生すること考えられますし、使用済み潤滑剤にはごくわずかな危険有害成分が生成される恐れもあります。したがって原則として労働者がばく露する状況であれば、すべての潤滑剤を取り扱う際に基本的な保護具を使用することを提案いたします。

2. リスクの見積もり方法

潤滑剤の危険有害性について現時点では製品（混合物）としての GHS 分類により「リスクの見積もり」を行うことを提案します。そのためにラベル記載情報（絵表示や注意喚起語、危険有害性情報等）を目安として SDS 記載情報を確認することが有効でしょう。このことで危険有害性のない多くの潤滑剤を一括して取り扱うことが可能になり、より合理的な化学物質管理が促進されるものと考えられます。（実際のリスク見積もり方法は後述します）

【補足】

潤滑剤の多くは複雑な混合物ですが、鉱油（以下、特段の記載のない限り「高度精製油」を指す）を主成分として微量成分の添加剤を多数含むものですが、GHS 分類基準に該当しない（＝GHS 非該当）ものが多いのが実態です。これらについて化学物質ごと／労働者の作業工程ごとのリスクの見積もりを行うことは合理的ではなく、まずはある程度安全性の担保される潤滑剤を一括で取り扱うことで、基本的な保護具の使用を前提として事業者の安全性を確保しながら合理的に管理することが可能と考えられます。

3. ばく露濃度管理

潤滑剤を構成する種々の化学物質の濃度を管理するためにも、まずは潤滑剤として「ミスト吸入」の濃度管理による日常的な目視点検を提案します。各事業者において作業内容や装置によって特にミスト発生量が多いことが予想されるような対象については別途管理方法を考慮してください。

【補足】

本ガイドンスで対象としている潤滑剤はその物理的性状から粉体・蒸気・ガスになることが通常の使用方法では考えにくく、また基本的な保護具の使用により通常の物理的状態（液体、半固体）では労働者のばく露を防止できることが前提となります。鉱油の濃度管理はオイルミストの目視により行われてきた実績があり、主成分である鉱油を媒体（キャリア）として日常的に簡便に濃度管理することが現時点では合理的と考えられます。

（前書き：本ガイダンスについて）

本ガイダンスの作成者と発行の経緯

このガイダンスは一般社団法人潤滑油協会（JALOS）安全推進分科会によって、潤滑剤に関し労働安全衛生法の改正に関する情報の開示、伝達について効率よく推進する目的で作成されたものです。

一般社団法人潤滑油協会（Japan Lubricating Oil Society: JALOS）は昭和 53 年に設立されたもので、2023 年 12 月末現在 145 法人が参加（正会員、特別会員、賛助会員）した組織です。潤滑剤は各種の生産・流通・民生機器に不可欠な製品であり、環境保全・安全対策・省エネルギー等、取り組むべき多くの課題を抱えています。当協会では試験研究・潤滑油技術の普及・技術者研修・各種調査・情報収集と会員への提供等を通じ広く産業界及び国民経済の発展に寄与すべく事業を展開しています。

潤滑油協会では 2016 年より潤滑油安全推進分科会にて潤滑剤に関わる化学物質管理の支援、SDS 作成に関するガイダンス発行、海外の化学物質最新法規制情報等提供を行っていますが、潤滑剤製造事業者である会員企業では川下事業者からの情報提供要求はその量・範囲が年々増加する傾向にあります。

このような背景から、特に潤滑剤に関して情報を整理し産業界全体の理解を得たいと考え、2021 年 7 月にはアーテイクルマネジメント推進協議会（JAMP）潤滑剤ガイダンスワーキンググループとの協同作業により「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 潤滑剤 [各種オイル、各種グリース編]（第 1 版）」を発行いたしました。

一方でこのところ化学物質による労働災害防止を目的として労働安全衛生法改正⁽¹⁾（令和 4 年 5 月 31 日公布、以下「本改正」という）の整備が進められていますが、化学物質管理の観点から潤滑剤製品についても様々なお問い合わせをいただく状況となっています。潤滑剤について数多くいただいているお問い合わせを集約し潤滑剤としての一般的な管理方法について整理することで、現時点で考えられる潤滑剤の安全に関する管理情報を整理し、産業界全体の理解を得たいと考えて作成されたものです。

潤滑剤（潤滑油・加工油・潤滑グリース等）は現代社会において自動車・船舶・工場・家庭用品などあらゆる場所・機械で使用されており、潤滑剤が使用されない機械要素は考えられないほど裾野の広いものであり「産業の血液」とも言われます。潤滑剤は基本的にどのような事業者においても何らかの製品が使われているものと予想されますが基本的には「化学物質」そのものです。一つの事業所で数多くの潤滑剤製品が使用されていることもあり、各事業者にとってその安全な取り扱いが重要であることと認識しています。本改正を起点として将来的には国内産業界が合理的に化学物質管理を行うことで労働者の安全衛生を担保し、国内産業の持続的な発展に寄与することを祈念します。

本ガイドスの位置付け

本改正では「事業者自らの化学物質管理」を促進することが大きなテーマとなっています。本改正施行以降に以下のような問い合わせを数多く受けているのが現状ですが、現時点でも事業者自身が SDS／ラベル等を確認することで充分対処できるものと考えています。（これらに対する回答は FAQ で回答いたします）

「リスクアセスメント対象物質の含有を回答してください」
「がん原性物質の含有を教えてください」
「許容濃度又はばく露限界値が示されている物質の含有を回答してください」
「有害性が高いとされる 123 物質について含有を回答してください」
「皮膚障害等化学物質(*)（皮膚刺激性有害物質／皮膚吸収性有害物質）の含有を回答してください」
「濃度の基準（濃度基準告示）対象物質の含有を回答してください」
「リスクアセスメントのやり方がわからないので教えてください」
「リスクの見積もりを行うので潤滑剤成分の官報公示整理番号か CAS ナンバーを教えてください」

これらお問い合わせについての対処は、以下のように分けて考えることが重要です。本ガイドスでは本改正に共通した①ではなく②に特化した内容としているため注意してください。①については本改正を含む関連規則について事業者自らが理解し運用を継続することが重要です。

- ① 法規、SDS／ラベル、GHS や JIS など、化学物質管理の基礎的な理解
- ② 潤滑剤など特定の業界や製品について共通した課題や措置を理解すること

本ガイドスの適用範囲

本ガイドスは潤滑剤すなわち潤滑油・加工油（液体）やグリース（半固体）のうち鉱油を主たる成分とした製品を対象として想定することで、本改正に基づく数々の措置がより合理的な形で行われることを促進するものです。

潤滑剤に使用されるほぼすべての鉱油は高度精製油という事実があることが重要です。ただし、ごく一部の潤滑剤あるいは本ガイドスでは想定しない固体潤滑剤等の場合、鉱油が主成分ではない場合や、極めて稀に「未精製油又は軽度処理油」な鉱油を使用しているものがあり、取り扱いに関して本ガイドスとは大きく異なる場合があるので注意するようにお願いします。

潤滑油協会（JALOS） 安全推進分科会について

本分科会では現在までに主として潤滑油グリース製品の化学物質管理に関して以下のようなガイドスを作成し、潤滑剤の製造者（メーカー）／使用者（ユーザー）に対し情報を発信してきました。

製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイドス
潤滑剤[各種オイル、各種グリース編]（第 1 版）2021 年⁽⁴⁾
<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>
※アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）との共同作成

潤滑油グリース製品の SDS 作成に関するガイドス⁽⁵⁾
<https://www.jalos.jp/jalos/index4.html>
v.1(2018), v.2(2019), v.3(2020 最新)

BHT(CAS ナンバー128-37-0)の危険有害性について⁽⁶⁾
v.2(2017) ※上記文書に付属しています

潤滑剤に使用される鉱油について

潤滑剤の SDS／ラベルモデルについては、過去に石油連盟（潤滑油 SDS WG 等）で作成されていたものが基礎となっています。また潤滑油基油＝鉱油の GHS 分類指針も石油連盟から 2011 年に発表された指針⁽⁷⁾に基づいています。

本改正と潤滑剤について

2022(令和 4)年 5 月 31 日(公布日)改正の労働安全衛生法では「新たな化学物質規制」、「職場における化学物質管理の大転換—「法令準拠型」から「自律管理型」へ」と題し、事業者自らの管理を求めた体系への大規模な転換を図っています。

2023(令和 5)年 4 月 1 日を期日として部分的に、以降もさらに段階的に施行されますが現時点においても関係通達等の告示が続いており、対象物質の追加等は今後も継続的に続いていくものと思われることから現時点では極めて理解が難しいものとなっているのが実状です。

潤滑剤は「産業の血液」としてあらゆる事業所（職場）で使用されていることから多数の労働者が関与していることが予想されますが、極めて複雑な混合物であることが多く、労働安全衛生法に基づく数々の措置（リスクアセスメント：RA）が困難であることがわかってきています。実際に潤滑剤メーカーでは多くの潤滑剤ユーザーから製品に関する問い合わせを受けていることから、潤滑剤業界としての補足情報が必要と考えられたため本ガイダンスを作成することとなりました。

本ガイダンスはすでに各事業者が実施しているリスクの見積もり方法などを否定するものではありません。しかしながらリスクの見積もり方法として一般的に利用されている方法（CREATE-SIMPLE、コントロールバンディング等）では潤滑剤における見積もりは相当に困難なことが現時点では判明しており、より合理的な方法として本ガイダンスで紹介するものです。

本改正の通り化学物質管理は事業者自らの責務として行われるものです。本ガイダンスは過去の知見や現時点での科学的証拠根拠を基に作成していますが、潤滑剤に含まれるすべての化学物質について同様の論拠が存在しているわけではありません。本ガイダンスは使用される方の責任において利用されるものとし当協会としては利用について責任を負いませんが、潤滑剤に関する労働災害等発生リスクに寄与することを期待いたしますので、内容に誤りや齟齬がある場合には当協会としても改定等の対応を続けていく所存です。

1. はじめに

本改正と本ガイダンスで取り扱う項目を以下表で例示しますが、本ガイダンスが取り扱う項目は下記の通り本改正の規制項目のごく一部を補完するものです。本改正が「事業者による自律的な化学物質管理」を要求するものであり、本ガイダンスは鉱油を主成分とする潤滑剤についての特有な情報のみを情報共有するものであることをご理解いただきたくようにお願いいたします。

以下 4 つの規制項目について、次ページから潤滑剤に特有の情報を記載いたします。

	本改正に基づく規制項目	本ガイダンスでの取り扱い
1. 化学物質管理体制の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加	なし（各製造者での対応をお願いします）
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	P.7「2. ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）」を参照
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	P.10「3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）」を参照してください
	衛生委員会付議事項の追加	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	がん等の遅発性疾患の把握強化	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	P.12「4. 潤滑剤のリスクの見積もり方法」を参照（リスクの見積もり方法についてのみ取り扱います）
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	がん原性物質の作業記録の保存	P.14「5. がん原性物質の作業記録の保存」を参照
2. 実施体制の確立	化学物質管理者の選任義務化	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	保護具着用管理責任者の選任義務化	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	雇入れ時等教育の拡充	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	なし（各取扱者での対応をお願いします）
3. 情報伝達の強化	SDS 等による通知方法の柔軟化	なし（各製造者での対応をお願いします）
	SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	なし（各製造者での対応をお願いします）
	SDS 等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化	なし（各製造者での対応をお願いします）
	事業場内別容器保管時の措置の強化	なし（各取扱者での対応をお願いします）
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	なし（各取扱者での対応をお願いします）
4. 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		なし（各取扱者での対応をお願いします）
5. 特殊健康診断の実施頻度の緩和		なし（各取扱者での対応をお願いします）
6. 第三管理区分事業場の措置強化		なし（各取扱者での対応をお願いします）

2. ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）

基本的な考え方

STEP 1. 潤滑剤を使用する作業工程において「開放系」と「密閉系」（いずれも屋内のみ）を明確に抽出し管理することを提案します。具体的には労働者へのばく露については基本的に開放系のみを対象とすることが望ましく、密閉系（潤滑剤の労働者へのばく露が、事故や災害等で潤滑剤が意図せず漏えいした場合や、ごくわずかな機械的な漏れ等）を過度に開放系と混同して取り扱わないことを提案します。（本改正労働安全衛生法では原則として屋外作業は対象外ですが、労働者の作業内容やばく露濃度によっては十分な対策を必要とする場合があることをご理解ください。）

STEP 2. 開放系の潤滑剤を使用する作業工程においては最低限でも「ミスト」によるばく露／濃度管理を提案します。一般的な潤滑剤はその物理的性状と管理された使用条件から考えて吸入のうち「ガス、蒸気、粉じん」によるばく露、経口によるばく露は想定しにくく、経皮（眼、皮膚）ルートについては個人用保護具を含む何らかのリスクの低減措置で回避できます。したがって労働者に対し最もばく露するルートとしてミストを最低限でも日常的に管理することが現時点で最も合理的であるものと考えられます。

STEP 3. ミストによるばく露濃度を確認した結果、潤滑剤各成分について濃度基準値(*)を超えるおそれのあるものを確認してください。具体的な方法は次に示します。

(*)化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針、令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号⁽¹⁾

（ただし業界によってはすでに0.5mg/m³程度の自主基準を設定されていることがあるほか、各事業者によっては0.15-0.2mg/m³程度の厳格なオイルミスト濃度基準を運用している場合もあります。したがって3mg/m³日本産業衛生学会許容濃度に及ばないことをもって問題なしとなるわけではないことから、各事業者自らの基準でばく露濃度を管理することが望ましいものと考えます。）

オイルミストのばく露濃度は目視で簡易的に推定することが可能です。

オイルミスト濃度別視界状況の例（mg/m ³ ） ⁽²⁾	
0.2	顕著な現象は確認できない
0.5	うっすらと澱む
1	曇っていることがわかる
2	視界が悪い
3	日本産業衛生学会許容濃度

【補足情報】

潤滑剤の中でも金属加工油剤（MWF）への職業性曝露に関連する潜在的健康リスクについては別途検討を要することを補足します。米 NIOSH は週間 40 時間中の 1 日 10 時間までの時間加重平均（TWA）濃度として、MWF エアゾールの曝露限度（REL）を 0.4mg/m³ とすることを推奨しています。完全なサンプリングが利用可能でない場合、全粒子質量の測定値として REL0.5mg/m³ です。⁽³⁾

日本産業衛生学会の許容濃度 $3\text{mg}/\text{m}^3$ は一つの指標ではありますが、添加剤等の微量成分を一切含まない鉱油ミストでの指標であり、加工油等での潤滑剤を含む場合は測定方法により $0.15\sim 0.5\text{ mg}/\text{m}^3$ 程度の自主的な目標値で運用されるケースが多いことをご理解ください。

なおオイルミストは様々な方法での実測が可能です。例えば機械設備や床面の汚れ、柱や梁などの汚れ具合、ダクトや換気扇・換気口設備の汚れなどで可視化されることも可能です。各事業者がより合理的に、しかしながら労働者の検討を担保できる方法でオイルミストのばく露を低減することを希望いたします。

【想定例の条件】

潤滑剤の SDS 3 章または 15 章に記載されている労働安全衛生法の対象物質成分について以下のような混合物の場合を想定します。

「鉱油 80-90%」

「ジエタノールアミン 1-10%」

「モリブデン及びその化合物 1%未満」

「ジフェニルアミン 1%未満」

「2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール 1%未満」

対象物質	SDS 記載の含有量
鉱油	80-90%
ジエタノールアミン	1-10%
モリブデン及びその化合物	1%未満
ジフェニルアミン	1%未満
2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1%未満

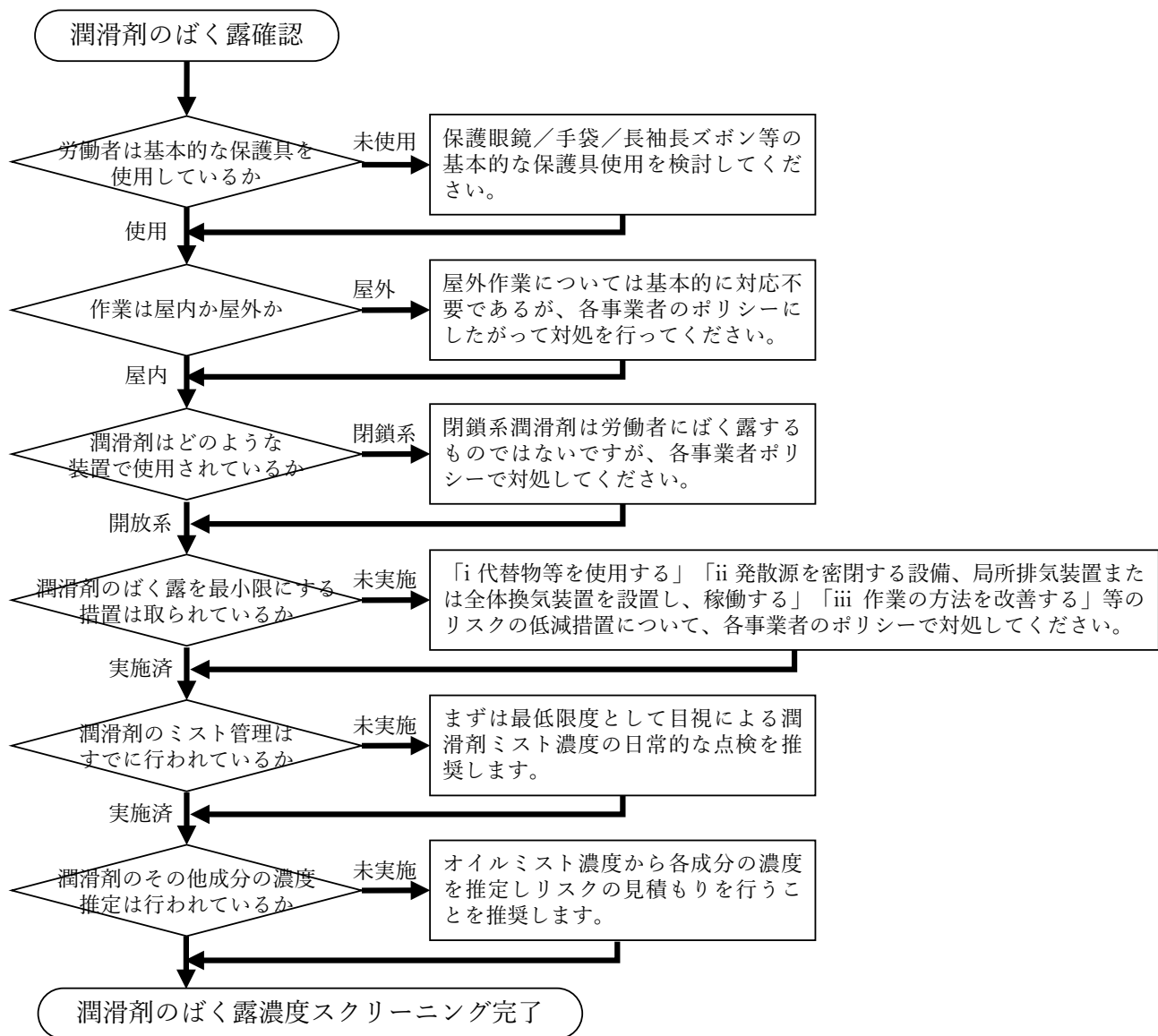
【上記想定例でのミストによるばく露濃度の推定方法】

目視およびその他の方法で $1\text{mg}/\text{m}^3$ 程度のオイルミストが予想される場合：

簡易的に以下の濃度と推定することができ、スクリーニング作業としては濃度基準値を超過していないことが合理的に予想できます。

対象物質	ばく露濃度の推定値	濃度基準値（8 時間濃度基準）
鉱油	$0.9\text{ mg}/\text{m}^3$	$3\text{mg}/\text{m}^3$
ジエタノールアミン	$0.1\text{mg}/\text{m}^3$	$1\text{mg}/\text{m}^3$
モリブデン及びその化合物	$0.01\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満	設定なし
ジフェニルアミン	$0.01\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満	$5\text{ mg}/\text{m}^3$
2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	$0.01\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満	$10\text{ mg}/\text{m}^3$

この作業における標準的なフローチャートは次ページの通りです。



3. 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）

基本的な考え方

STEP 1. 潤滑剤についてはその製品種類が非常に多いこと、複雑な混合物であり多く労働安全衛生法 通知対象物質の含有が予想されることなどから、労働者がばく露をとめない取り扱う作業がある場合には原則として皮膚等障害化学物質の含有の有無にかかわらず眼や皮膚への直接接触を防止する個人用保護具等の使用を提案します。

STEP 2. SDS 3 章「労働安全衛生法 通知対象物質」について、厚生労働省リスト(*)を「労働安全衛生法令の名称」から確認してください。（例：「灯油」「ジフェニルアミン」「* * * * 及びその化合物」など）

(*)皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第 594 条の 2（令和 6 年 4 月 1 日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト

STEP 3. SDS 3 章・15 章などに記載のその他成分「GHS 分類に寄与する成分」「危険有害成分情報」等の情報を基に対象物質の含有を確認してください。

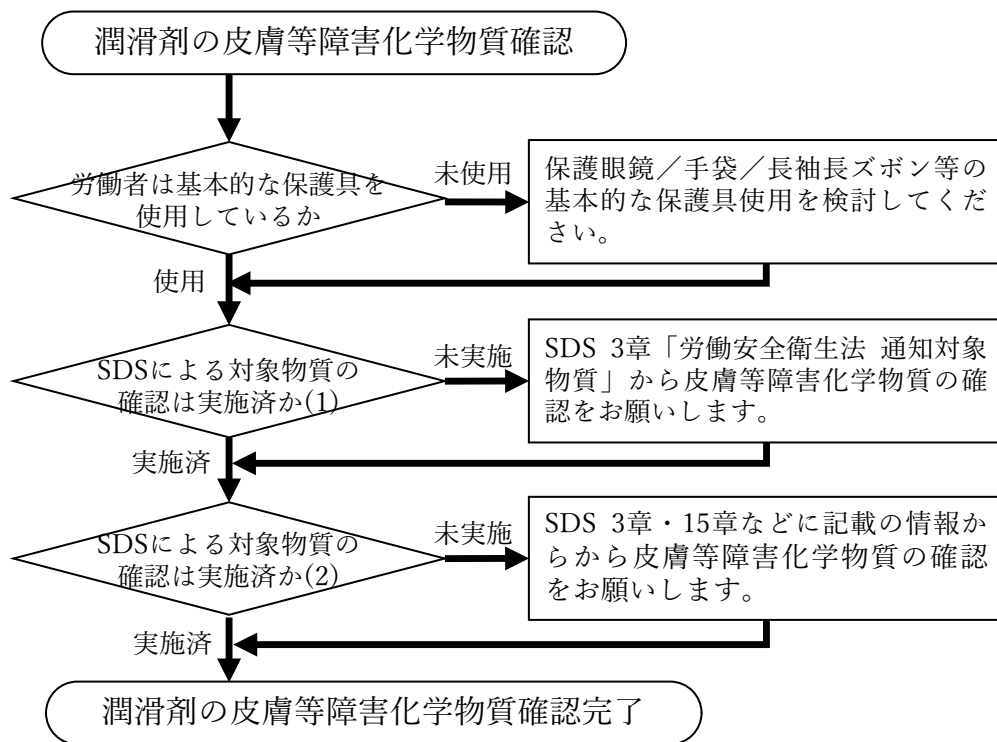
（対象物質は CAS ナンバーだけでは確認できないことを理解することが重要です。また潤滑剤に含まれる成分は企業秘密の観点から微量成分までを含むすべての成分情報を確認することができない場合が多いことに注意していただきたいです。皮膚等障害化学物質は SDS／ラベル等で情報伝達が求められない物質も対象になっていることから、原則として各事業者は SDS／ラベル記載の情報を基に判断すれば充分であり、本改正ではこれらに記載がない化学物質までを個別に確認することを求めているわけではありません。現時点で各事業者の判断で個人用保護具等の要否を判断することができるものと思われます。）

【！要注意！】

皮膚等障害化学物質とは「国が公表する G H S 分類の結果及び譲渡提供者より提供された S D S 等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されているもの“及び”別途示すものが含まれること。」にご留意ください。

『皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第 594 条の 2（令和 6 年 4 月 1 日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト』だけを管理するのではなく、リスト掲載物質を含む「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されているもの、を広く管理することが求められています。この情報は現時点では別途調査するよりも、まずはお手元にある SDS 記載情報を確認することが重要です。

この作業における標準的なフローチャートは次ページの通りです。



4. 潤滑剤のリスクの見積もり方法

基本的な考え方

STEP 1. ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）にてスクリーニングされた「開放系」で「労働者に濃度基準値を超えてばく露するおそれがある」労働者の作業内容について重点的に実施することが望ましいです。過度に密閉系や労働者に対して通常起こりえないばく露についてリスクを見積もることは、ありとあらゆる作業で使用されている可能性が高い潤滑剤についてはかえって合理的にリスクを見積もることの障害となる可能性があることを理解してください。

（ただし「労働者に濃度基準値を超えてばく露するおそれがない」場合でも、ばく露量に応じてどのような危険有害性があるかを見積もることは有用であり、各事業者の力量において様々なケースでリスクの見積もりを行うことを妨げるものではありません。）

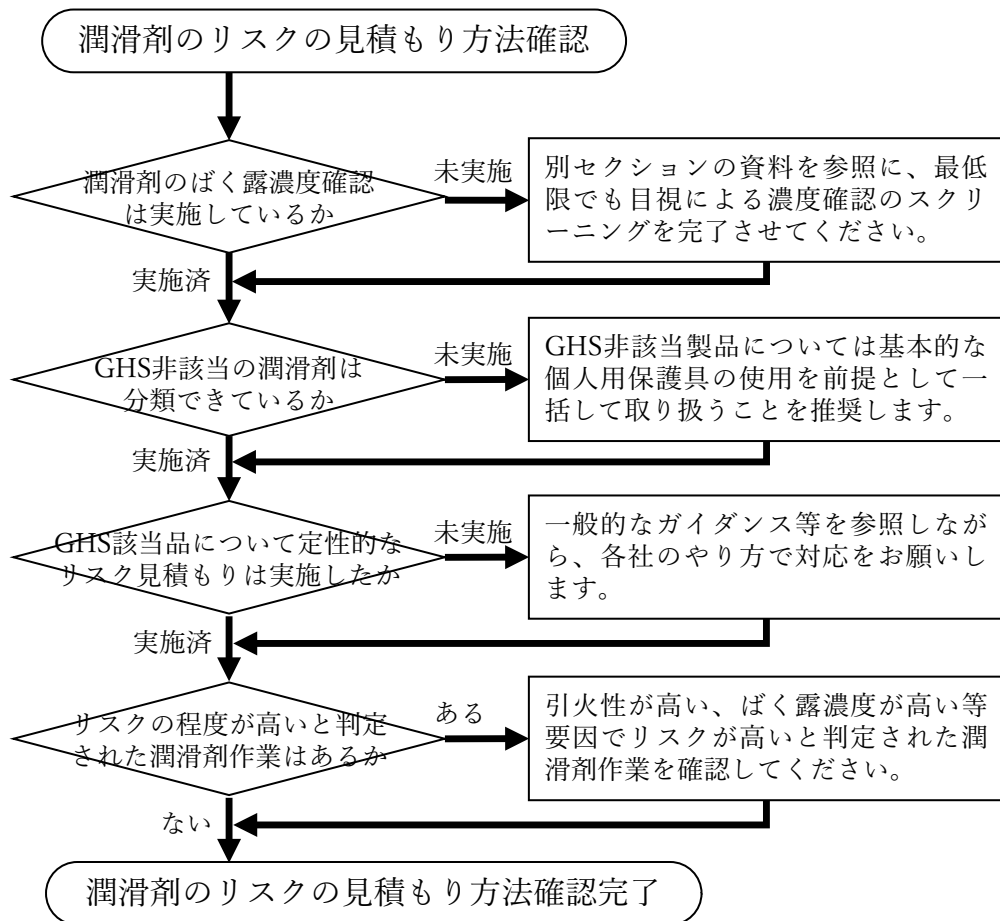
STEP 2. 潤滑剤として GHS 分類基準に該当しない（＝引火性などの物理的危険性も、毒性などの人体に対する有害性もない場合）、あるいは GHS 分類基準として水生環境有害性（＝水生生物に対する有害性）のみが付与されている場合には、リスクの見積もりを行っても結果（リスクの低減措置のための情報）が何も出ないことが予想されるため、基本的な個人用保護具の使用を前提として一括して取り扱うことを提案します。

（潤滑剤は GHS 分類基準に該当しない場合でも主成分である鉱油（＝炭化水素）の影響によりミストを吸入した場合など、人によっては気分が悪くなったり、肺の免疫細胞である肺泡マクロファージの増大等を招く恐れがあるので注意することが重要です。また潤滑剤の微量成分の影響を完全に排除することができないことも基本的な保護具使用を提案する根拠です。）

STEP 3. 種々の成分の混合物である潤滑剤として何らかの GHS 分類基準が付与される場合（ただし水生環境有害性は除く）、これらの情報から定性的なリスクの見積もりを行うことが望ましいと考えます。リスクの見積もりはまずコントロール・バンディングやマトリクスを用いた手法、化学物質などの有害性とばく露の量を相対的に尺度化しリスクを見積もる方法、などで簡易的に行い、リスクの程度によっては実測値を用いる定量的方法へ移行することを検討することが合理的でしょう。

（リスクの見積もり方法については様々なものが存在するため本ガイダンスでは特に指定はしませんが、各事業者で最も合理的な方法で行えるように様々な方法を試してみることが提案します。リスクの見積もり方法について当協会ではサポートすることはいたしません。）

この作業における標準的なフローチャートは次ページの通りです。



5. がん原性物質の作業記録の保存

基本的な考え方

潤滑剤で使用する鉱油はほぼ 100%が「高度精製油」となり、がん原性対象物質（鉱油のうち未精製油又は軽度処理油が対象）には該当しません。以下の手順で比較的簡単に SDS 記載情報から確認することができます。

STEP 1. SDS 3 章記載の労働安全衛生法対象物質「通知対象物質」(*)を確認してください。鉱油については「高度精製基油」「高度精製油」等の記載があればがん原性物質に非該当と判断して良く、GHS 分類基準「発がん性 区分 1」に該当しないことをもって製品中の鉱油 = 高度精製油と判断しても構わないと考えられます。

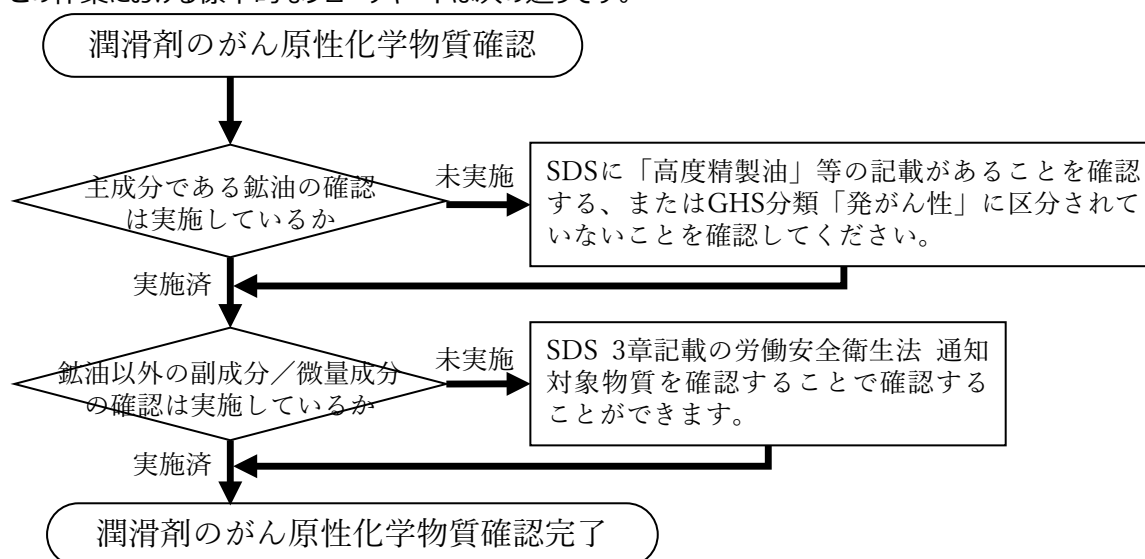
(これらの記載がない場合など、どうしてもがん原性化学物質の確認できない場合に限り、潤滑剤メーカーに対して「鉱油が高度精製油かどうか」を確認することが望ましいです。)

(*)労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）

STEP 2. 主成分である鉱油以外の副成分／微量成分等については、SDS 3 章や 15 章記載の労働安全衛生法対象物質「通知対象物質」を確認することで厚生労働省発表資料(*)から確認することが可能です。

(*)労働安全衛生規則第 577 条の 2 の規定に基づき作業記録等の 30 年間保存の対象となる化学物質の一覧

この作業における標準的なフローチャートは次の通りです。



6. FAQ（よくある質問とその回答）

すべての質問に対しては引用文献(1)・参考文献等ホームページに関連文書が公表されています。

No.	質問	回答
1	リスクアセスメント対象物質の含有を回答してください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 義務対象物質としては、SDS 3 章や 15 章に記載されている労働安全衛生法対象物質により特定することが可能です。例えば通知対象物質（SDS 交付義務）、表示対象物（ラベル表示義務）、特定化学物質障害予防規則（特化則）、有機溶剤中毒予防規則（有機則）等としてしきい値以上の含有がある場合には法的記載義務があります。努力義務対象物質としては、GHS 分類基準で何らかの危険有害性がある物質、あるいは情報不足のため GHS 分類基準で分類できない物質など幅広く存在しています。また情報伝達のためのルールも明確ではなく現時点ですべての情報を伝達する手段が見つかりません。基本的には SDS／ラベル情報を確認することが大前提であり、潤滑剤メーカーに個別に確認を求めるものではないことをご理解いただきたいです。
2	がん原性物質の含有を教えてください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 FAQ No.1 のリスクアセスメント義務対象物質を確認することで基本的にかバーされています。該当については厚生労働省発表資料(*)から確認することが可能です。 (*)労働安全衛生規則第 577 条の 2 の規定に基づき作業記録等の 30 年間保存の対象となる化学物質の一覧
3	許容濃度又はばく露限界値が示されている物質の含有を回答してください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 FAQ No.1 のリスクアセスメント義務対象物質を確認することで基本的にかバーされています。
4	有害性が高いとされる 123 物質について含有を回答してください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 FAQ No.1 のリスクアセスメント義務対象物質を確認することで基本的にかバーされています。このうち特に特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務が設定済みです。
5	皮膚障害等化学物質(*)（皮膚刺激性有害物質／皮膚吸収性有害物質）の含有を回答してください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 皮膚刺激性有害物質については厚生労働省発表資料(*2)(*3)からある程度確認できますが、物質によっては SDS／ラベル等により情報伝達義務対象ではないものも含まれており(*1)現時点ですべての情報を伝達する手段が見つかりません。基本的には SDS／ラベル情報を確認することが大前提であり、潤滑剤メーカーに個別に確認を求めるものではないことをご理解いただきたいです。 皮膚吸収性有害物質については厚生労働省発表資料(*2)(*3) から確認できますが、SDS／ラベル情報との照合が困難ですのでご注意ください。 (*1)法令上「国が公表する GHS 分類の結果及び譲渡提供者より提供された SDS 等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されているもの」及び「別途示すものが含まれること。」となっていることから、今回示された物質だけではないことに注意が必要です。 (*2)皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号） (*3)皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第 594 条の 2（令和 6 年 4 月 1 日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト

6	濃度の基準（濃度基準告示）対象物質の含有を回答してください	まずはすでに提供済みの SDS／ラベル情報で確認をお願いします。個別に調査を行うことを避けていただくと幸いです。 FAQ No.1 のリスクアセスメント義務対象物質を確認することで基本的にカバーされています。
7	リスクアセスメントのやり方がわからないので教えてください	労働安全衛生法に基づいたリスクアセスメントは「化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針」（2016 年 6 月 1 日施行）に基づいておりすでに施行済みとなっています。本改正に関係なく労働者の健康を守るための基本的な方策であり各種ガイダンス等を参考にして各事業者で対応することを希望します。
8	リスクの見積もりを行うので潤滑剤成分の官報公示整理番号か CAS ナンバーを教えてください	情報伝達については潤滑剤ユーザーと潤滑剤メーカーとの個社間で着地点を見出すことを希望いたします。 しかしながらここまでの FAQ で記載してきた通り、本改正における化学物質管理は、SDS／ラベルにより伝達済みの情報を基本とするものであり、SDS／ラベル記載のない微量成分までを管理することを求めるものではないことをすべての事業者にご理解いただきたいと思います。
9	適切な保護具について紹介してください	本改正については「事業者自らによる自律的な化学物質管理」を推進するものであることをご理解いただき、各事業者の責任において選定いただくことを希望します。なお潤滑剤と一口に言っても様々な製品があることから一律に推奨する保護具はございませんが、一般的には保護眼鏡／不浸透性あるいは耐油性の保護手袋／長袖長ズボン等の作業着のようなものかと思います。素材については各保護具メーカー様に確認をお願いいたします。
10	本ガイダンスについて質問したい／修正を希望したい	誠に申し訳ございませんが本ガイダンスに関するご指摘やご質問につきましては、潤滑剤納入事業者（または潤滑剤メーカー等のホームページ／お問い合わせ窓口等）を通じてお願いいたします。

7. 引用文献等

【引用文献】

(1) 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～、厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

(2) オイルミストの管理 | ミストコレクターの活用法, ジュンツウネット 21（潤滑通信社）、2021 年

<https://www.juntsu.co.jp/qa/qa0625.php>

(3) What you need to know about OCCUPATIONAL EXPOSURE TO METALWORKING FLUIDS, The National Institute for Occupational Safety and Health (NIOSH), 2019

(4) 製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 潤滑剤[各種オイル、各種グリース編]（第1版）、一般社団法人潤滑油協会(JALOS) & アーティクルマネジメント推進協議会、2021 年

<https://chemsherpa.net/news/jamp/?p=2725>

(5) 潤滑油グリース製品の SDS 作成に関するガイダンス、潤滑油協会 安全推進分科会、2020 年

<https://www.jalos.jp/jalos/index4.html>

(6) BHT(CAS ナンバー128-37-0)の危険有害性について、潤滑油協会 安全推進分科会、2017 年

(3)に付属しています。

(7) 潤滑油基油 GHS 分類基準「お知らせ」、石油連盟、2011 年

(3)に付属しています。

【参考文献】

ケミサポ、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

<https://cheminfo.johas.go.jp/>